

幕末における攘夷論の諸相(一)

内 藤 俊 彦

幕末における攘夷論の諸相(一) (内藤)

1

鎖国体制を布いた幕府当局者の真の意図が奈辺にあつたかについては暫く措いて、寛永年間に完成したわが国の鎖国体制は、二世紀余り後の幕末の段階にはほぼ完全に「祖法」化||伝統化してしまつていたといつてよい。

周知の様に、マックス・ヴェーバーは社会的行為の種類を、(一)目的合理的行為、(二)価値合理的行為、(三)感情的、特にエモーショナルな行為、(四)伝統的行為、の四つの理念型に區別している。後の二つについて、多少長くなるがヴェーバーの言う処を引用しておこう。

「第一項 純粹伝統的行動は、(中略)意味的方向を有する行為と呼び得るものの正に限界にあり、限界の彼方にあることも多い。なぜなら、これは、見慣れた刺戟に出会つた途端に、以前から身についている態度のままに生ずる無意識の反応に過ぎぬことが非常に多いからである。(中略)

第二項 純粹感情的行動も、意味的方向を意識的に持つものの限界にあり、限界の彼方にあることも多い。それ

は、異常な刺激に対する無思慮な反応であることがある。精神分析でいう昇華とは、感情的行為が感情の意識的発散として行なわれることである。それは、多くの場合（例外はあるが）、価値合理化や目的的行為が始まること、或いは、両者が始まることを意味する。

第三項 行為の感情的方向と価値合理的方向とは、後者では行為の究極的目標が意識的に明確化され、終始、それを計画的に目指していることで区別される。それを別にする、両者何れにとっても、行為の意味が、行為の彼方にある結果でなく、特定の行為そのものにあるという点は共通である。感情的に行為する人間というのは、直接の復讐、直接の享受、直接の帰依、黙想による直接の淨福、或る直接的感情——粗野なものにする、繊細なものにする——の発散、そういう欲求を満たす人間のことである。⁽¹⁾

更にまた「価値合理的行為」とは、「予想される結果を無視し、義務、体面、美、教養、信頼、何によらず、自分に命ぜられているものの意義を信ずるがために」なされる行為の謂であり、「目的合理的」に行為する人とは「目的、手段、附随的結果に従って自分の行為を定め目的と手段、附随的結果と目的、更に諸目的相互まで合理的に比較秤量し、どんな場合にも、感情的（特に、エモーションナル）或いは伝統的に行為することのない人間」の謂である。これら四つの類型がいづれも理念型であることは断るまでもない。⁽¹⁾

「意味的方向を有する行為 (ein »sinnhaf« orientiertes Handeln)」とは、その行為の意味を行為者が判然と意識している行為の謂である。日常繰り返し出現し、その意味で「見慣れた」、定形的な刺激ないしは状況に対して、行為者が意味的方向を意識化していない、その意味で無意識的な、反応としての定形的な行為が惹き起されるならば、その様な行為を伝統的行為と呼ぼう、とヴェーバーは言うのである。伝統的社会とは、その様な定形的な状況とそれに対応する定形的な反応の繰り返し、鼓腹撃壤して「日出でて作し、日入って息ふ、井を鑿って飲み、田を

耕して食す。帝力なんぞ我に有ん哉」(十八史略)と歌う老夫の生活、を基調としながら、行為の基準が古来から繰り返されている定形的な状況に対応する定形的な行為に引照される社会であると考えてよいのではなからうか。

さて、日常生活がこの様な定形的な状況に完全に塗り込められ、従ってこれに対する物理的並に心的反応も定形化されている場合、この定形を破壊する「異常な刺激 (ein auBeralltäglicher Reiz)」は、まず真先に「無思慮な (hemmunglos)」——つまり、意識によって抑制されていない、という意味であると考えられるが——「感情的行為」を惹き起すことが多いと考えられる。勿論、「異常な刺激」に対して意識によって抑制を加えられた行為がなされる場合もあり得る訳であって、その場合この行為は「価値合理的」かないしは「目的合理的」な性質を持つことになる。しかしこの場合もこの様な「合理的」行為の背後に、「異常な刺激」によって惹き起された非合理的な感情が伏在しているということも容易に理解できるであらう。こうして、「伝統的行為」は、日常的定形的状況を突き破って出現する、とりわけ不快な、非日常的状況に対する無意識の反射的な——その意味で生理的ときえ言ひ得る様な——拒絶反応をその背後に抱え込んでいるといつてよからう。ヴェーバーの所謂「伝統主義的革命」の心理的発条の一つはこれであるといえる。

さて、鎖国状態が伝統化して久しかった幕末に、異国船の頻々たる渡来という「異常な刺激」に脅やかされた人々、とりわけ所謂封建的危機の深刻化の中で自からの支配体制の根底を揺ぶられつつあった武士階級が、この「異常な刺激」に対していかなる反応を示し、更に、それらに対していかなる自覚的な、すなわち「価値合理」ないしは「目的合理的」な、対応をなしたのか、その反応のいくつかの相を点検することが本稿の第一の課題である。そして更に、それらの反応が、日本における近代国家の創出の過程の中でどの様に意義づけられるのかを考察するのが本稿の第二のテーマである。^③

ここで右の二つのテーマに関連して一般的な事柄を簡単に述べておく。

幕末における異国船の度び重なる来航と欧米列強によるインド・中国をはじめとするアジア各地の侵略の情報とに接して、武士階級の間に攘夷論が広まったことはよく知られている。事実文化年間に入ると幕府の異国船取扱に関する御触書には、蝦夷地におけるロシア人との度び重なる紛争についての言及が頻繁に表われ、また文政八年の打払令には文化五年のフェートン号事件の記憶が改めて喚起されることになる。これらの事件は列強のアジア侵略についての情報の正しさを彼等に確信させるに充分であったであろう。鎖国に慣れた人々を脅やかす外からのこうした刺戟に対する反応が、まず第一に反射的な拒絶¹¹、「無¹²、一念¹³打払」（傍点引用者）であったことは説明を要しないであろう。文政八年の「打払令」は言う、「以来何れ之浦方ニおゐても、異国船乗寄候を見受候は、其所ニ有合候人夫を以、不¹⁴レ及¹⁵有無¹⁶、一凶ニ打払、逃延候は、追船等不¹⁷レ及¹⁸差出¹⁹、其分ニ差置、若押て致²⁰上陸²¹候は、搦捕、又は打留候ても不²²レ苦候、本船近寄居候は、打潰候共、是又時宜次第可²³レ被²⁴取計²⁵旨、（中略）改て被仰出候、（中略）尤唐、朝鮮、琉球などは船形人物も可²⁶レ相分²⁷候得共、阿蘭陀船は見わけも相成兼可²⁸レ申、右等之船萬一見損、打誤候共、御察度は有之間敷候間、無²⁹ニ一念³⁰、打払を心掛、凶を不³¹レ失様取計候処、専要之事候条、無³²油断可³³レ被³⁴申付³⁵候」と。この御触書は、しばしば論ぜられる様に、一切の考慮を排除した（「不及有無」・「無一念」）盲目的な異国船の打払いと、打払いによって異国船が視界から消え去ることをもって能事終われりとしてそれ以上の異国船との積極的な一切の関り合いを回避する（「逃延候は、追船等不及差出、其分ニ差置」）退嬰的な姿勢とにおいて特徴的である。⁵⁾

この様な対外的態度を基礎にしながら、内外の危機¹¹支配秩序の崩壊の意識は、支配階級たる武士の間に、自己の存在を脅かす西欧人を人倫外的な存在と見る夷狄観を芽生えさせることになる。とともに他方、わが国（「中

国」と欧米諸国（「夷狄」）との関係を「華夷内外の弁」を機軸とする名分論的弁別によって認識するところの中華思想に代表される名分論的な自己の価値づけ（自我意識の異常膨脹）が強調されることにもなる。⁽⁶⁾そして危機意識の深刻化は世界を正性と負性の尖鋭化した対立と緊張の両極構造において捉える世界像を普遍化する。幕末尊攘志士にとって必読の書とされた『新論』の有名な冒頭の文章は右の世界像の典型的な表現の一つであるといえる。曰く、「謹んで按ずるに、神州は太陽の出づる所、元氣の始まる所にして、天日之嗣、世宸極を御し、終古易らず。固より大地の元首にして、万国の綱紀なり。誠によりしく宇内に照臨し、皇化の暨ぶ所、遠爾あることなかるべし。しかるに今、西荒の蛮夷、歴足の賤を以て、四海に奔走し、諸国を蹂躪し、眇視跋履、敢へて上国を凌駕せんと欲す。何ぞそれ驕れるや」と。ここには自（「上国」）他（「蛮夷」）の価値的な峻別と危機意識とが、先に述べたところとは論理的関係が逆転された形で、出揃っているといえる。勿論、水戸学の右の様な言説を、例えば佐藤誠三郎に従って、中国並に西欧に対する劣等意識の補償であるといってしまうことも可能である。⁽⁸⁾がここではしばらくそれ自体の歴史的展開の相を追ってみよう。

ところで先に述べた両極化的世界認識は、別の側面から見れば、メンバーシップの嚴重な検閲・確認⇨友敵の弁別の過程であり、換言すれば、集団内部における個々の成員の積極的なアイデンティティの確立とこれと表裏の関係にある異質分子の徹底的な排除の過程であるといつてよい。丸山真男が、「政治団体が対外的に危機に直面した時に、必然的に出現するいわば政治団体の反射的な自己保存本能」として、「政治力を能う限り集中強化する方向」⇨「政治的集中」と「その政治力を能う限り団体のメンバーの能動的な支持に基礎づけて行こうという方向」⇨「政治的拡大」を挙げていることは周知の通りであるが、先に述べた事柄を第三の方向として考慮する必要があるのではないかと考えられる。そして前二者は第三の方向のコロラリーとして位置づけることができるであろう。

丸山真男が日本の開国の意義を「ヨーロッパ世界に向つて、国を開くということが同時に、そうした国際社会に、対して、自己を「閉ざされた」統一⁽¹⁰⁾として自覚することを意味した」と述べているが、近代日本の開国を、政治力学上の右の三つのヴェクトルの複合作用として把握することによって、右の丸山の定式化のもっている歴史的な真理をよりよく理解できるのではあるまいか。

さてこの第三の方向は先述の様に幕末のわが国においては、一方では名分論に基礎づけられた夷狄観と自我意識の異常膨脹に表現されるとともに、他方では国内におけるメンバーシップの検閲・確認、国内外における友敵関係の弁別の過程、に表われて来る。前者の方向は先に引用した『新論』の冒頭部分によく表われているし、また『新論』全体が右の世界認識の正統性についての論証とかかる認識に立脚した国防策の提言であるといえる。更にまた例えば橋本左内がわが国古来の「国是」を論じて、「元来、皇国は異邦ト違ひ、革命と申乱習悪風無之事故、当今と申候ても、直ニ神武皇之御孫謀御遺烈御恪守御維持被遊候て可然義と奉存候。(中略)然れば神皇之御孫謀御遺烈と申候は、即チ人忠義を重んじ、士武道を尚ひ候ニケ条ニ御座候。此即我皇国之国是と申者ニ御座候也。此ニケ条皇国之皇国タル所ニして、支那之華靡浮大、西洋之固滞暗鈍ニ比し候得は雲泥之相違、神皇之御遺烈必ず尚武重忠之四字ニ限り申候。(中略)左スレバ此ヲ捨てて他ニ求候は嗚呼之至り、実ニ尚武之風を忠実之心ニて守り候は、風俗も益敦重ニ相成、士道も益興起仕、国勢固体万邦ニ卓出可仕候事目前ニ御座候。決して唐様を慕ふニモ不⁽¹¹⁾及、和蘭陀之真似をするニモ可⁽¹²⁾不⁽¹³⁾及奉存候」と述べる場合も、右に述べた方向を文脈の中に判然と読みとることができよう。

さて後者の方向は、とりわけ攘夷論に明瞭な形で表われてくることはいうまでもないことであるが、この方向はそこに止まらずに更に国内・藩内あるいは朋党間の政治的あるいは身分関係を含めた社会的対立の中にも判然たる

影を落しているのである。ここでは幕藩体制における士と農工商の間の身分的隔絶を幕末において武士がどの様に意識し、かかる身分的隔絶にいかに対処していったかにテーマを限定して概略を述べておこう。⁽¹²⁾

戊辰戦役に自から東山道総督府参謀として新政府軍を指揮した板垣退助の会津落城を目撃しての感慨を『自由党史』は次の様に伝えている。曰く、「夫の会津が天下の雄藩を以て称せらるるに拘らず、其亡ぶるに方って国に殉ずる者、僅かに五千の士族に過ぎずして、農工商の庶民は皆な荷担して逃避せし状を目撃し、深く感ずる所あり。憂国の至情自から禁ずる能はず、因て以為らる、会津は天下屈指の雄藩なり、若し上下心を一にし、戮力以て藩国に尽さば、僅かに五千未満の我が官兵豈容易く之を降すを得んや。而かも斯の如く庶民難を避けて遁散し、毫も累世の君恩に酬ゆるの概なく、君国の滅亡を見て風馬牛の感を為す所以のものは、果して何の故ぞ。蓋し上下隔離、互に其樂を俱にせざるが為なり。既に樂を俱にせず、曷んど其苦を俱にせしむることを得んや。今や封建の勢既に蹙り、時局これより一新するに際す。此時に方り、我帝国にして苟くも東海の表に屹立し、富国強兵の計を為さんと欲せば、須らく上下一和、衆庶と苦樂を同ふし、闔国一致、以て経綸の事に従はざる可からず。蓋し国家は国民各個の力を集めて之が基礎と為すべく、単り一階級の力に依頼して、以て足れりとすべからず。故に今より後ち断然階級の制を解き、士族の權利を専らにするを止めて、四民齊しく俱に護国の務に任じ、互に喜憂憂樂を俱にするの端を啓かざる可からず」と。⁽¹³⁾これは板垣退助におけるのみならず、わが国における自由民権思想の誕生を告げる有名なエピソードである。そして付け加えれば、有名なエピソードに常につきまとう何程かの神話性をもこのエピソードはまぬがれていないのであって、板垣が、明治二・三年の彼の所謂自由民権思想なるものについて、谷干城將軍の擲楡を浴びたこともまた周知の通りである。谷干城曰く、「伯(板垣)は性質極端より極端に走る癖あり。明治二三年の頃は極端の階級論者なり。朝命により華士卒の三級に定められし時、伯は実に高知藩の執政職にあり

権力同列を庄せり。当時伯は大に不平を鳴し遂に高知藩に於ては士族を九等に分かてり。猶又羽織の緒迄も色を以て階級を定めたり。此の時に当り伯か脳裡は些の自由平等(14)なし」と。この擲論に対して「愚直」板垣は愚直に反論しているが、数次の応酬はいずれも彼に勝目がない。がしかし事柄の真相はいづれであれ、この「神話」には幕藩体制下における農工商と創建せらるべき近代国家における国民の存在形態と意識形態とについての歴史学的な真理を含んでいるといつてよい。では幕藩体制下において農工商は政治的・社会的にいかなる地位にあつたのか。

幕藩体制が身分制社会であり、士農工商の四身分が存在したこと、政治的には士が支配階級を構成し、農工商は統治の客体として受動的地位に止められていたことはよく知られている。山鹿素行は、支配的地位にあって労働をせずしかも打ち続く太平の中で戦闘をしなくなった武士の存在根拠と士と三民との関係とを次の様に合理化する。曰く、「凡そ天地の間、一気の妙合を以て人物の生々を遂ぐ、人は万物の靈にして、万物人に至つて尽く。ここに生々無息の人、或は耕して食をいとなみ、或はたくみて器物を造り、或は互に交易利潤せしめて天下の用をたらしむ、是れ農工商不_レ得_レ已_テして相起れり。而しては士は不_レ耕_テしてくらひ、不_レ造_テして用ひ、不_レ売_テ買_テして利たる、その故何事ぞや。我れ今日此の身を顧みるに、父祖代々弓馬の家に生れ、朝廷奉公の身なり、彼の不_レ耕_テ不_レ造_テ不_レ沽_テの士たり。士として其の職分なくんば不_レ可_レ有_ル、職分あらずして食用足らしめんことは遊民と可_レ云_フと、一向心を付けて我が身に付いて詳に省み考ふべし。(中略)凡そ士の職と云ふは、其の身を顧ふに、主人を得て奉公の忠を尽し、朋輩に交はりて信を厚くし、身の独りを慎んで義を専らとするにあり。而して己れが身に父子兄弟夫婦の不_レ得_レ已_テ交接あり。是れ亦天下の萬民各々なくんば不_レ可_レ有_ルの人倫なりといへども、農工商は其の職業に暇あらざるを以て、常住相従つて其の道を不_レ得_レ尽_ス。士は農工商の業をさし置いて此の道を専らつとめ、三民の間苟も人倫をみだらん輩をば速に罰して、以て天下に天倫の正しきを待つ。是れ士に文武之徳知_レ不_レ備_ハあるべからず。されば

形には劍戟弓馬の用をたらしめ、内には君臣朋友父子兄弟夫婦之道をつとめて、文道心にたり武備外に調ひて、三民自ら是れを師とし是れを貴んで、其の教にしたがひ其の本末をしるにたれり。ここにおいて士の道たつて、衣食居のつぐのひ以て心易かるべく、主君の恩、父母の恵、しばらく報ずるにたりぬべし」と。⁽¹⁵⁾と。雨森芳洲になれば四民の關係はより直截に次の様に定式化される。曰く、「人有三四等」。曰士農工商。士以上勞心。農以下勞力。勞心者在^上。勞力者在^下。勞心者心広志大而慮遠。農以下勞力自保而已。顛倒則天下小者不平。大者乱矣」と。⁽¹⁶⁾

勿論こうした四民觀の根底には、「民は至つて無知にしてあとさきの考もなく、知計謀慮なきもの也、只だ農業桑麻の家職を事とし、三時にいとまあらざるがゆゑに、他に心をはこぶ処なければ、知慮のたくみ生ずべきの間なし、自ら苦勞をつくして以て上に収納せしむ、而して上の政令に生死をまかす。これ民を愛すべきことわり也。如此民なれば、四時ともに上よりこれを教導し是れを撫育すること薄ければ、害をうけ災に逢ふを不知、たとへば小児のものいはずわかちなくして自らその井におち、火をつかむ如し。ゆゑにその実を考へて、人君まことを以て民の情をさぐる時は、雖^{ドモ}不^ト中^ト不^ト遠^トのことわりあるべし。若し親愛の実を不知して只だ父母の驕子をめぐむ如く、これを睦しく撫で姑息いたせと云ふの心と存せば、必ず大なる違あるべき也」との、武士階級に支配的であった愚民觀が存在していることはいうまでもない。かくして、江戸時代の正統的な教学は、武士の職分を人倫の究明とその三民への教化(教導・撫育)に求め、この点に彼等の支配権の独占と貢租収奪の合理化の根拠を求めたのである。勿論、三民の人倫教化が実際には専ら三民とりわけ農民の担税力の確保を目的とする、慶安御触書に代表される様な、農民の郷村生活・農作業から日常の衣食住生活の細部にまで渉る煩瑣な規制を意味していたことは周知の通りである。こうして庶民は武士にとつて、無知蒙昧な教化の対象であると同時に、潜在的な敵対的存在と捉えられるのも自然の成り行きといえるであろう。例えば先に引いた「謫居童問」の別の箇所の中に、「農民は国の本

たり。飢によりて乱をおこし、政によって一揆をくはだつ」と述べられ、素行がこれに答えて、それ故にこそ教化・民政が不可欠なのであると強調しているのはこのことの間接的表現であり、御触書、五人組前書等の煩瑣な農工商に対する規定もこのことを物語っていると考えられる。

さて江戸時代を通じて武士と農工商がこの様な関係にあったとするならば、とりわけ武士が農工商をこの様に見ていたとするならば、異国船のもたらした対外的危機の切迫が、武士の間に農工商に対する警戒心を改めて呼び醒したのも当然である。例えば、会沢が「邪蘇の法」あるいは蘭学の弊害を論じて、「異日、狡夷をしてこれに乗じて以て愚民を蠱惑せしむれば、すなわちそのまた狗彘糞の俗に変ぜらるるも、たれか得てこれを禁んや」あるいは「今、虜は民心の主なきに乗じ、陰かに辺民を誘ひ、暗にこれが心を移さんとす。民心一たび移らば、すなわち未だ戦はずして、天下すでに夷虜の有とならん」と論ずるのは、愚民観と三民への不信感とによって一層高められた危機意識の表明であると考えてよい。更に、吉田松陰が嘉永六年南部藩三陸一揆を憂慮して、「内変外患常に相倚り、衰季の光景恐るべし、嘆くべし」と述べているのは、「外患」によって自からの支配階級としての地位自体を脅かされている武士の、それ故に一層鋭敏になっている三民の動向に対する畏れの表現である。こうして内と外との敵対者と侵入者（「奸民」・「狡夷」）とに対して、武士の自覚と結束―士気作興が叫ばれるのである。この場合三民は武士にとって協同して外敵に当るパートナーではなくして、外敵による武士階級の窮迫に乗じて彼等の支配的地位を窺う敵対者である。勿論その一方では、海防論的見地から三民を組織化しようとする発想が生れる場合もあり得る。例えば徳川斉昭は攘夷決定を幕府に建議して「打払之義御決定に不相成、余り寛宥仁柔之御処場而已にては御懷合不分候故、奸民共御威光を不恐異心を生じ候も難計」と述べながらも他方同じ建白書の中で「廟議戦之一字へ御決着に相成候上は、国持初銘々津々浦々に迄も大号令被_レ仰出、武家は勿論百姓町人迄も覚悟相極、神国惣体之

心力一致為_レ致義、可_レ為_二肝要_一事⁽²¹⁾と「百姓町人」をも含めた挙国体制の確立を説き、あるいは極めて特殊な状況の下においてではあるが、長州藩が奇兵隊の創建を決定する場合である。しかし後者について、奇兵隊の創建者である高杉晋作自身が、「遂に有志隊を相調候と決定仕候、是も好而異外に出候訳には無_二御座_一候、不_レ得_レ已之窮策御座候間、其段被_レ下_二御含_一、御序之節、上聞に達し候様奉_レ願候⁽²²⁾」と述べている様に、武士階級にとつて「百姓町人」を組織化し挙国体制を作ることは、あくまでも「不得已之窮策」なのであった。信夫清三郎は佐久間象山を論じて、「象山は、公武合体において『天下みなともに力をあわせ』た『全国の御政事一致』の実現を期待したが、同時に体制の秩序として『封建』の制度と身分制度の温存を要求した。(中略)もし象山の策論が『全国の御政事一致』を要求することによって統一国家への不可避的な志向をいいあらわしていたとすれば、その遺策を継承して統一国家の実現に近づけたものは誰か?⁽²³⁾」と述べている。勿論「全国の御政事一致」への志向が「統一国家」構築の重要な前提の一つであることは言うまでもないことである。そして信夫自身の引用文の後段を慎重に仮定文で表現しているのであるが、しかし、「体制の秩序として『封建』の制度と身分制度の温存」を前提にした——そして象山は事実それを前提にしているのであるが——「『全国の御政事一致』と『統一国家』との間には計り知れない径庭がある。私はここで両者の連続性——衆人の認める様にそれは決して単純にして無媒介の連続性ではないのであるが——よりもむしろ、両者を隔てている、理論的並に歴史的な、巨大な距離を重視したいと思う。

この時代に武士道が、かつていかなる時代にも類例を見なかった程に純化された形で尖鋭に意識され、更に志士意識にまで昂められたことはよく知られている。この現象は以上の文脈から明らかな様に、危機に置かれた武士の支配階級としての自己主張の表現の一つと考えてよいであろう。そしてかかる意識は、国内あるいは藩内部における政治的社会的対立の激化の中で一層研ぎ澄まされていくことになる。

さてそれでは、異国船の渡来、異邦人の上陸を迎えた人々の反応は具体的にはいかなるものであっただろうか。はじめに述べた様に、不快な「異常な刺戟」に対する反応が通常は無意識の反射的な拒絶反応であるとすれば、異国船の度び重なる来船が鎖国に慣れた人々の間に強い排外的感情を呼び起したことは当然であったといえよう。例えば孝明天皇の夷狄観について、徳川慶喜は明治四三年の回顧談で次の様に証言している。曰く、「先帝の眞の観慮というのは、誠に恐れ入ったことだけれども、外国の事情や何か一向御承知ない。昔からあれは禽獸だとか何とかいうようなことが、ただお耳にはいっているから、どうもそういう者のはいつて来るのは厭だとおっしゃる。煎じ詰めた話が、犬猫と一緒にいるのは厭だとおっしゃるのだ。別にどうというわけではない。どうかしてああいふ者は遠ざけてしまいたい、さればといつて今戦争も厭だ、どうか一つあれを遠ざけてしまいたいとおっしゃるのだね。(中略) どうもいいたい申し上げる人が分らないからね。(中略) それでそのような人が外国の事情を陛下に申し上げるんだ。陛下にお分り遊ばさぬのは御尤もだ。お尋ねがあつても、それをちゃんと申し上げることができない」と。慶喜の自己弁護の臭が多少あるとしても、当時の状況を不当に歪曲していると考えする必要はない。

一般的に言えば幕末の攘夷論はこうした夷狄観を基盤にして発生するのであるが、しかしこうした夷狄観は攘夷論者にも固有のものではない。幕末日本の対外政策についての自覚的な態度決定においては明確な開国論の立場に居る者といえども、おおむねは心情のレヴェルでは根深い夷狄観にたった排外的感情に衝き動かされていたといえる。例えば幕府の最も有能な財政・外交官僚で、開国政策推進の中心になっていた者の一人である川路聖謨について見れば、彼は嘉永六年長崎でロシア使節ブチャーチンとの開港交渉においてロシア側のゴンチャロフにその優れた知性を、「この川路を私達は皆好いていた。(中略) 川路は非常に聰明であつた。彼は私達自身を反駁する巧妙な論法をもって、その知力を示すのであつたが、それでもこの人を尊敬しない訳には行かなかつた。その一語一語

が、眼差の一つ一つが、そして身振りまでが、すべて常識と、ウィットと、烟敏と、練達を示していた。明知はどこへ行っても同じである。民族、服装、言語、宗教が違ひ、人生観までも違つてゐても、聰明な人々の間には共通の特徴がある。馬鹿には馬鹿の共通点があるのと同じである」と称讃され、また川路自身、別の機会にブチャーチンを、「魯戎の布恬廷は、国を去ること既に十一年（航海三十年に及ぶといいき）、家を隔つること二万里余、海濤の上を住家として、其国の地を広くし、其国を富まさんとしてところをつくし、去年已来は英・仏二国より海軍を起して魯国と戦い、かれも海上にて一たびは戦いけん、長崎にて見たりし船は失いて、今は只一艘の軍艦をたのみにて、三たび、四たび日本へ来りて、国境のことを争い、この十一月四日をはじめにて、一たびつなみに逢い、再び神のいぶきに挫かれて、艦は深く千尋の海底に沈みたり。されど、少も気おくれせず、再びこの地にて小船をつくり、漢土の定海県へやりて、大艦を求めんことをいいて、其日より其ことを落なく書記して出し、其いとまに兩國の条約を定めんことを乞いぬ。常には布廷奴などいいて罵りはすれど、よくおもえば、日本の幕府、万衆より御騰〔登〕用ありて、かく御用いある左衛門尉などの労苦に、十倍とやいわん、百倍とやいわん、実に左衛門尉などに引競ぶれば、真の豪傑也」と、ヨーロッパ人の美質については率直に認めることができるだけの開かれた精神を持つていたのであるが、この川路にしても、安否を氣遣つていた夫の無事の帰還を喜び合うアメリカ人夫妻の様子を下田で目撃して、感想を日記に次の様に認めている。「夫婦、顔を見候と、かけより候て、日本人立合の人多く居り候なかにて、だき付き候て、いろいろと泣きくどき、人目を少しも憚らず、口を吸うこと至て久し。其上にて、夫婦手を引きあい候て、一間の内へ入り、戸を締て出でず。其体、犬にことなることなし（此不礼、みるに堪えずして、勤番のものはいづれも屈強の若もの共故、勃然たる憤怒のけしき、おもいやられ申し候）。これはいかによれた知性といえども異なる生活慣習を理解し認容することがどれ程困難であるかを物語るエピソードであるとい

える。平田篤胤は弟子の前で西欧人について次の様な珍説を講義している。「一躰余国ノ人ヨリハ、丈高色ガ白クテ、鼻高ク、眼中ニ白キ星ガアル。凡テ人品ハ輕々シク、能ク笑フモノデ、怒ルコトハ少ク、顔ツキニ似合ヌ、弱キ形ノ見ユルモノデゴザル。(中略)彼等ガ眼玉ノ色アヒギ、実ニ犬ニ似テアル。腰ヨリ下ハ長ク、足ノ細ヤカナル所モ、獸ニ似テ、溲尿ヲスルニ、片足ヲ挙テ致ス所モ、犬ノ仕ザマデゴザル。其ノ上脚跟ガアガツテ、地ニツカヌ故カ、履ノアトノ方ヘ、木デ拵ヘタル、跌ヲ作テ付テアル。ドウ見テモ、犬ノ目ツキデゴザル。夫故カ、陰莖ノ形モ、ツツサキノ所ハ、切ソイダヤウニ成テ、トント犬ノ物ノヤウデゴザル。ト云ヘバ、ドウカ常談ノヤウニモ思ハレマセウガ、実談デゴザル。」⁽²⁸⁾ 弟子を前にしての気楽な放談に目くらまを立てるつもりはないが、しかし「国学の四大人」の一人の知性がこの程度のものでしかなかったということを知るのは、いささか氣落ちさせられる底の事柄ではある。がそれはともかくとして、篤胤の見て来た様な法螺話はハーリ・ヤノツシユ的な底の抜けた陽気さを確かに幾分か持っている。これは篤胤の西欧との接触が現実性を欠き観念的レヴェルに止まっていることによると考えられる。同じく西欧人を「犬」とのアナロジーで語っていても、これに反して川路の文章には、外交の第一線で欧米の文化的・政治的、とりわけ軍事的な圧力をひしひしと感じているだけ、そしてまた欧米人の肉体的・生理的レヴェルから生活慣習のレヴェルに至るまであらゆる面における異質性 (strangeness) を具体的に体験しているだけ、苦々しげで暗鬱な表情が生々しく吐漏されている様に思われるのである。

川路の事例は決して例外的なものではない。鎖国体制の許で外との接触を極力避けて、民族的、文化的同質性の中に自足していた幕藩体制下の人々にとって、異国人の出現はなによりもまず拒絶反応を惹き起させるものであった。幕末の自覚的な対外政策において攘夷論を執る人々は勿論、開国論の立場に立つ人々にも、心理的・感情的レヴェルにおいては西欧人あるいは西欧的なるもの(と彼等の考えるもの)に対する反感・反撥は支配的であつたと

いってよい。以下、自覚的な対外態度をいくつかの類型に分けて見ていくことにする。

註

- (1) マックス・ヴェーバー『社会学の根本概念』(清水幾太郎訳・岩波文庫)三九―四二頁。Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Studienausgabe hrsg. von J. Winckelmann, SS. 17―18.
- (2) 本稿のこのテーマに関係のある先学の業績は数多くあるが、とりわけ直接関係するものとして、市井三郎『明治維新の哲学』(講談社現代新書)と信夫清三郎『象山と松陰——開国と攘夷の論理』とがある。本稿は右の二著に多くのものを負うものである。
- (3) 本稿の第二のテーマに関しても、丸山真男「国民主義の『前期的』形成」(同『日本政治思想史研究』所収)以来、数多くの優れた業績の蓄積がある。それらのいくつかは必要な箇所で言及する。
- (4) 石井良助・高柳真三編『御触書天保集成』下 八五八―八五九頁。尚、変体仮名は通行のものに改めた。また、本稿に引用する史料は、適宜句読点・返点を付し、平出は闕字に改め、闕字はそのまま残した。(一)内の細字は特に断らない限り引用者のものである。
- (5) この様な外界に対する態度と、後に述べる佐藤信淵・吉田松陰などの積極的な世界侵略・世界帝国のヴィジョンとの間には、ある内的な、あるいは心理的な、必然的関連がある様に思うのだが、これについては、後に検討する。
- (6) 会沢正志斎の『新論』においては、よく知られている様に、「中国」・「中原」あるいは「夏」といった言葉は、わが国を指し示すものとして使用されている。また、幕末における「国体」論・「神州」・「皇國」等の語の流行もこの様なコンテクストの中において理解されるべきである。
- (7) 会沢正志斎『新論』(『日本思想大系・水戸学』)五〇頁。但、ルビは適宜取捨した。

- (8) 佐藤誠三郎「幕末・明治初期における対外意識の諸類型」 佐藤誠三郎・R・デングマン編『近代日本の対外態度』 六頁以下。
- (9) 丸山真男「明治国家の思想」 歴史学研究会編『日本社会の史的究明』 一八四―一八九頁。
- (10) 丸山真男「近代日本思想史における国家理性の問題(一)」 『展望』 昭和二四年一月号 六頁。
- (11) 橋本左内書簡 安政三年四月二六日付中根雪江宛 景岳会編『橋本景岳全集』 上 一〇八頁。
- (12) 日本における近代国家とナショナリズムの形成という観点から、この問題をより包括的・多面的かつ犀利に論じたものとして、丸山真男「国民主義の『前期的』形成」(前掲)、並に、同「開国」(日高六郎編『現代日本思想大系・近代主義』所収)がある。以下本文では、これらに拠りながら、多少異った角度から、本文に述べた事柄について概観したい。
- (13) 板垣退助監修『自由党史』(遠山茂樹・佐藤誠朗校訂・岩波文庫) 上 二八一―二九頁。
- (14) 谷干城「將軍の反駁書」 島内登志衛編『谷干城遺稿』(続日本史籍協会叢書) 四 六九五頁。引用文は板垣の「二代華族論」に対する谷の反駁書の一部である。書名は編者の付したもの。
- (15) 山鹿素行「山鹿語類・卷第二 士道」 広瀬豊編『山鹿素行全集』思想篇第七卷 九―二一頁。
- (16) 兩森芳洲「橋樑茶話」上 『日本隨筆大成』(新版) 第一期第七卷 三六七頁。
- (17) 山鹿素行「謫居童問」 前掲『山鹿素行全集』思想篇第二卷 三八―三三二頁。
- (18) 同右書 三三六頁。
- (19) 会沢『新論』 前掲書 六九頁。
- (20) 吉田松陰書簡 嘉永六年七月二八日付兄杉梅太郎宛 山口県教育会編『吉田松陰全集』(昭和二四年) 第八卷 一九二頁。
- (21) 徳川斉昭「海防愚存(十條五事の建議)」 『水戸藩史料』上編 乾 五〇・五二頁。
- (22) 高杉晋作書簡 文久三年六月八日付前田孫右衛門宛 『東行先生遺文』書翰 一〇七頁。

(23) 信夫清三郎 前掲書 三〇〇—三〇一頁。

(24) 渋沢栄一編『昔夢会筆記——徳川慶喜公回想談』(大久保利謙校訂・平凡社東洋文庫) 一六三頁。

(25) ゴンチャコフ『日本渡航記』(井上滿訳・岩波文庫) 三三四頁。

(26) 川路聖謨『下田日記』(藤井真文・川田貞夫校注・平凡社東洋文庫『長崎日記・下田日記』) 一八一—一八二頁。ルビは
まま。

(27) 同右 二四〇頁。

(28) 平田篤胤『伊吹於呂志』上 新潟大学佐野文庫蔵 刊本。ルビはママ。

二

前節で述べた攘夷観に立った攘夷・排外感を心情の奥底に共通に抱きながらも、わが国の対外的な態度決定を自覚的に選択しようとする場合には、人々の態度が大別して鎖国・攘夷論と開国・交易論との二つに分れることについては更めて説明するまでもなからう。ここではまず鎖国・攘夷論のいくつかの相を検討してみよう。

第一に西欧に対する反感・反撥が直接そのまま攘夷の主張となり行動となって噴出する場合がある。幕末に全国各地に出現した有名・無名の尊攘志士の多くはこの類型に属するといつてよい。市井三郎はこれを「信仰的攘夷」と呼んで、「総じて西洋人はまさに西洋人であるが故に野蠻でけだもののように理非をわきまえず、したがって一般的にいつて寄せつけずうち攘^{はら}うべきものだ」という意識と説明している⁽¹⁾。この攘夷論の立場は、思想家としては、大桶訥菴に典型を見ることができよう。訥菴の『關邪小言』は徹底的な西欧否定論によってよく知られている。例えば訥菴は開国論者の唱える所謂「採長補短主義」——「世ノ西洋ヲ奉スル者ニ恒言アリ、吾ノ洋学ヲ研鑽スルハ、偏ヘニ彼ヲ信スルニ非ズ、彼ガ長スル所ヲ採テ、我ノ短ナル所ヲ補ヒ、以テ国家ノ裨益ヲナスト」⁽²⁾——を

批判して次の様に言う。「元來人ノ心情ハ、其修ムル所ノ事ニツレテ、氣象モ暗ニ移リ行キ、輕重ヲモ倒置シ易キモノ」である。なるほど「元來銃礮ノ器ハ、人モ皆知レルガ如ク、其初戎狄ノ創意ニ出テ、天文ノ頃ニ及テ、我ニモ舶來セシ物」ではあるが、「我ニ在テハ其製ヲ變シ其法ヲ活用シテ、神州固有スル所ノ、精悍果銳ノ氣ヲ助ケシノミ、譬ヘバ、劍ノ制作ハ、劍工ノ手ニ出タリトモ、其器ヲ執テ運轉シ、賊ヲ威スノ利用トスルハ、武夫ノ心胆ニ存セル如シ、決シテ、彼ガ法ニ泥ミ、彼ガ奇巧ニ錯愕シテ、此物ナクテハ叶ハジト、恃ミニナセシニ非レバ、是ヲコソ銃砲ヲ用ルトモ云ベケレ。」ところが「今人ノ、西洋砲ヲ講スルハ、其義大ニソレト異」なっている。彼等は「製造法則ハ固ヨリニテ、隊伍進退ノ節マデモ、悉ク彼ガ説ヲ遵奉シテ、一步モ格套ヲ出ルコト能ハズ、其甚キニ及テハ、甲ヲモ擐セズ、刀ヲモ佩ビズ、夷人ニ扮シ操練シテ、反テ自得ノ色アルハ、抑如何ナル心ニヤ、誠ニ深ク驚クベシ、カク、洋説ニ惑溺シテ、彼ガ真似ヲスルノミニテハ假令其伎ノ善キニモセヨ、兵家ノ所レ謂為三人所ニ致モノニテ、彼ヲ致スニ非レバ、實用ニ供スベシトモ思ハレズ、況テ、器械ヲ恃ミニシテ活機ノ妙ヲ知ラザルハ、彼西戎ノ陋習ニテ、我神州トハイタク異ナリ、其器ヲ此ニ用ンニハ、先ヅ我活機ヲ洞看シテ、其機ニ載セテ使フニアラネバ、幾年其技ヲ學ベリトモ、イカデカ戎狄ニ抵当スベキ、然ルニ、絶エテ其義ヲ悟ラズ、彼ガ奇功ニ脅カサレテ、軍律モ悉ク西洋ノ如ニスベクシト云ヒ、城制モ西洋ニ倣フベシナド唱ル輩モアル由ナレバ、(割注略)ソレラノ者ノ心衷ハ、已ニ戎狄ニ奪ハレタル也、心ヲ彼ニ奪ハレナバ、身モ亦彼ニ奪ハレナン、我神州ノ士夫ニシテ、戎狄ニ奪ハル、者次第ニ増サバ、其禍ノ淺少ナラザル、智者ヲ待タズシテ知ルベキノミ」⁽³⁾。更に訥菴は和魂洋才論者とでも言うべき人々——「縦ヒ戎狄ニ出タル事ナリトモ、便利ナルヲバ用ユベシ、身ニハ胡服ヲ着タリトモ、手ニハ洋器ヲ執レリトモ、固有ノ義氣ヲ失ハズハ、何ノ碍グルコトカアラン、徒ニ戎狄ノ名ヲ諱テ、併セテ便利ノ事ヲモ棄ルハ、迂腐ノ見ゾト云者」——をも同じ論法で批判する。かくして彼の西欧否定論は人口に膾炙する次の言葉

に行きつくことになる。すなわち曰く、「一友人、余ガ此説ヲ聞テ、然ラバ西洋ノ賊ヲ防ガントテ、只管西洋ノマ
ネラスルハ、人タル者、犬ト闘ント欲シテ、我モ亦嚙ムコトヲ学ブ類ナラント云ヘルハ、実ニ出藍ノ妙言ナリ」⁽⁵⁾
と。

大橋訥菴においては、彼の強烈な攘夷・排外の意欲が議論の前面に押し出され、その理由づけはむしろ独断かつ
独善的であり錯雑している。そしてこの錯雑さは、この大橋訥菴にして孟子を援用しながら、「孟子用兵ノ道ヲ論
シテ、天時地利不レ如シ人和一、ト言ハレタルヲ、後ノ解スル者ハ、天時地利非レ可ニ全廢但人心不レ和則天時地利亦
無レ用ト云ヘリ、余も亦ソレニ倣テ曰、大礮巨煩非レ可ニ全廢但土氣不レ振則大礮巨煩亦無レ用ト。サレバ、礮煩ヲ演
習スルモ、廢スベキニハ非レドモ、先ツ我士氣ヲ熾ンニシ、其本ヨリシテ医スルニアラネバ、何ホド礮技ニ精巧ナ
リトモ、得ル所ハ失フ所ヲ償ハズ、是豈千里ニ折衝シテ、防備ノ策トスルニ足ンヤ」⁽⁶⁾と認めなければならない、彼
我の軍事力の圧倒的な差違という現実に由来するものだと見える。

しかしいづれにしろ、訥菴流の攘夷論は市井の所謂「信仰的攘夷」の典型であるといえるし、更に、この時代の
有名・無名の攘夷論者を鼓舞し、嚮導するものであったといえるであろう。また更に、竹越與三郎に「勇進の開国
党の翹首」⁽⁷⁾と呼ばれた横井小楠の嘉永三年の書簡に、「夫我 神州は 百王一代三千年來天地之間に独立し世界万
國に比類無シ之事に候へば、譬人民は皆死果、土地は総て尽き果て候ても決して醜虜と和を致し候道理無シ之候」⁽⁸⁾
あるのも、後に積極的な開国論者に変貌するこの幕末の優れた思想家のこの時点での「信仰的攘夷」の立場の表明
であるということができよう。

さて第二に、右の素朴な攘夷Ⅱ「信仰的攘夷」論から、いわば戦術論的でもいうべき攘夷論が区別される⁽⁹⁾。こ
の類型に含まれる攘夷論の間の一層細かな差異については後に詳しく検討することとして、その様な細かな差異を

超えた共通点は、将来における開国・交易の必然性を視野の中かなりの程度——その程度も、人によりあるいは同一人物においても時期によって区々であるのだが——明確に捉えながら、当面のわが国の対外政策として攘夷論の立場を選択するという点にある。これを一応暫定的に「攘夷開国」論と呼んでおこう。攘夷と開国とが理論的あるいは実践的に先後の關係に立つという意味である。開国・交易の必然性が視野の中に取り込まれている点で、この立場は後に述べる「開国攘夷」論と共通する部分が多いし、一人の思想家をいづれか一方に属する者として固定的に論ずることのできない場合もある。また双方の立場の人々が極めて親密な關係を作る場合もある。がしかし概ね理論的にも事実上も両者を区別して論ずる方が便宜である。

さて「攘夷開国」論も、論者によって、あるいは同一の論者においてもその時々々の強調点の置き方の違いによって、多様な主張が表われる。まず後期水戸学の攘夷のロジックを検討してみよう。

周知の様に後期水戸学は元来、所謂封建的危機の深化に触発された支配階級による幕藩体制の再編強化を最大の課題とする思想運動であり、実践的には水戸斉昭を中心とする水戸藩天保改革の指導的イデオロギーであったといえる。では後期水戸学の思想家はいかなる点に封建的危機を見ていたのか。藤田幽谷は「近来政治の悪弊」として次の四ヶ条を挙げてゐる。

- 一、無_三政事_二故財用不足、是には種々奸猾の小吏御採用聚斂培克、人心を失ひ国本をよわめ終には上下困窮いたし候事、
- 是は真実に御心を留られ賢才に仕候はゞ反掌よりも易く人心も嗟怨仕間敷候
- 一、朝令夕更、日々月々に反覆いたし上より虚偽を示し信を失ひ候事
- 是は内官秉_レ権、執政大臣束_レ手候而文書を奉行而已にて心力を不_レ竭候故如此候事
- 一、武備殊の外手薄く其上人心不和兵家第一の禁忌に候事

是は古聖人の以不教民^一戰、是謂棄^レ之、又は天時地利不^レ如^レ入和^一と戒られ候所にて本朝武兵には第一其心得の有之事に候、何事なき時節にても二百年太平の余に候へば教閱講習ゆめゆめ不^レ可^レ忽^レ諸候、況や外夷窺察之時、般衆怠散すべからず遠きは古の聖語はさて置、東照宮の御遺訓に背候事

一、百姓次第に困窮戸口歳々に減じ候畢竟國本蹙り財用不足之源となる也、牧民之官不^レ堪^レ其任^一候へ共其実は罪、有^レ所^レ歸候事はは國本を固の基、本文の通にては治世軍國共に不宜候事勿論に候、是に付候ては種々の物語有之事に候老先生(名宛人・長久保赤心)之思召には百姓の破産致候は飲酒博奕放蕩無頼の者にて無^レ是非^一候事、戸口の減候は不^レ孝^一生子^一候故と被仰候へ共是其一端にて通論に非ず候、たとへ左様に候とも其儘にて致方無之と申候はゞ民の父母たる甲斐は無之候況や田野荒蕪農民離散いたし候には甚だ次第有之候事に候、此事は老先生田間より御出仕の御身にて委細御通達之処へ申候は諺におやとして年を争候様成義と可被思召候へども此に付ては数年、村老耕夫の物語をも承り時々田間へも往来いたし、さて古人之言へ引合見候に若^レ合符節^一候容易には談じがたく候⁽¹⁰⁾

要之、失政、農村の荒廢、武士の経済的窮乏化・藩財政の逼迫、人心不和、武備弛緩、の悪循環の指摘であるといつてよい。かくして、人材登備による藩政の刷新、悪弊の除去、「外夷窺察」に対する武備充実が後期水戸学の中心テーマとなる。ここでは国内と国外からとの危機が相互に増幅し合つて危機意識をいよいよ高めることになっている。

さて、後期水戸学において攘夷は、後に藤田東湖が「回天詩史」に回顧することになる文政七年常陸大津浜へのイギリス捕鯨船員の上陸に際して取つた藤田幽谷・東湖父子の態度に見られる如き、攘夷それ自体を目的とする「信仰的」側面を強く持っている反面、他方で攘夷を幕藩体制再編強化のための刺戟剤として位置づけようとする志向が存在する。例えば会沢正志斎曰く、「夫れ佚楽を去りて憂苦に就^レくは、本^と、人情の欲するところにあらずし

て、安きに習ひ居を懐ふは、滔滔として皆これなり。攘夷の令は布かれたりといへども、世未だ実に夷を攘ふ者あらず。守禦の策も、また未だ大いに釐革創立せしところあるを聞かざれば、すなわち民は未だ号令の必ず信ずぎを知らず、その衆心未だ戦に決せずして、天下の兵士の未だ甚しく陥らざるも、また宜ならずや。(中略)今、実に一たび夷を攘はば、すなはち天下の泄泄たる者、聳然として警むるところを知らん。然る後に歲月を玩愒する者をして、高きに登りてその梯を去るがごとくならしむるは、これを往く所なきに投ずる所以にして、その兵士をして懼れざらしめんと欲せば、これより要なるはなし」と。会沢はここでは国内の衰弱した士氣を作興する手段として攘夷を主張しているのであるが、一般に後期水戸学においては、とりわけペリー来航によって対外問題が現実具体的に形をとって切迫する以前においては、対外危機の切迫・攘夷を喧伝して人心の結束をはかり、そのことによって国内あるいはとりわけ藩内の政治改革を容易にしようとする発想が強い様に思われる。信夫清三郎は、「正志齋は、攘夷によって侵略の危険を除去したのちに西欧諸国と国交をもつというプログラムは何も持っていなかった」と指摘し、このことを、神州意識に立脚した華夷秩序の防衛という会沢の攘夷論の動機からする当然の帰結と捉えている。⁽¹²⁾ 貴重な示唆であるが、私はこのことの原因の一つを先述の国内変革のための攘夷という位置づけとの関連に見たいと思う。そして更に右の事から、例えば蘭学について、ある時にはこれの禁止を主張し、その数年前から蘭学者を藩に招聘するといった政策上の撞着を犯すことになる。更にペリー来航による対外関係の現実的な切迫に直面して、水戸斉昭の関心が、例えば「海防愚存」に表明されている通り、「打払之義御決定に不_レ相成_レ余り寛宥仁柔之御処置而已_レにては、御懐合不_レ合候故奸民共御威光を不_レ恐異心を生じ候も難_レ計、国持始メ御取締にも拘り候成行候も難_レ測」と、極めて強く国内の変乱への危惧に引かれるのも、右のことと無関係ではないと思う。斉昭はこの「海防愚存」でほぼ一貫して鎖国攘夷を主張しながら、海防掛老中阿部正弘への私信の形でこの建白書に付箋を

附し、次の様に述べている。曰く、「八日にも御話申候如く、太平打統候得ば当世之態にては戦は難く和は易く候得ば、戦に御決に相成候得ば夫程の事はなく和を主と遊はし万々一戦に相成候節は当時の有様にては如何とも被遊候様無之候得ば、去る八日御話候は海防掛計りの極密に被成於公辺も此度は実に御打払之思召にて御号令被遊度、臍之下に和之事有之候ては又自然と他江洩聞へ候故、拙策御用に相成候事にも候はゞ和之一事は封して海防掛り而已之あつかりに致度事に候。右故本文にも和之字は一切不認候⁽¹⁶⁾」と。

右の様な国内対策を主眼とする攘夷論は、対外情勢が切迫するにつれて動揺し後退するのもまた当然である。ペリー来航の二日後の嘉永六年六月五日に斉昭は阿部正弘宛書簡で「拙老にては今と相成候ては打払をよきと計は申兼候⁽¹⁷⁾」と認めざるを得ぬ仕儀となり、翌年の日米和親条約締結に際しては、彼は幕府の海防参与の地位にありながら、「無是非」とか「臥薪嘗胆」を唱えて消極的ながら、これに同意することになるのである⁽¹⁸⁾。

横井小楠はペリー来航以後の水戸斉昭の開国論への、右に見た様な変説について次の様に批判している。曰く、「水老(水戸斉昭)も全く和議相唱へ被成候段鮫島咄にて承り、同人も重々同意にて老練之見識と申事に御座候。已に去春和に決し候は全老公御一言と申事にて、梁川星巖杯甚残念がり申候は不見識と鮫島は申候。私杯は依然たる旧見、今日に至り候ては弥以其心得にて、窃に天下之勢を見候処朱子之所謂天下之正義不_レ破_レ流俗_レ而破_レ君子之私心」と申は中々名言と奉_レ存候⁽¹⁹⁾。「水府の所謂誠意を内に積と申は恐らく真之誠意にては無_レ之全く利害之一心と奉_レ存。(此利害之一心と申は一身之利心を指して申事にては無_レ之、事之成否を見るの利害心にて有_レ之候へば所詮之処は一身之利害にも落申候。——原割註)其故事を為し行之上総て表立候筋は嫌ひ必ず密に手を附之事に相成申候。此処即ち智術之的面にて隠然たる險阻之模様天下之人眼識有_レ之ものは既に見破申候。当時老公天下大柱石之御身として正大明白之処に御立脚無_レ之、却て隠険の智術に御運び被成候半実⁽²⁰⁾に笑止に奉_レ存候」。横井小

楠の批判はなによりもまず海防参与という重職にありながら、水戸斉昭が従来の主張である攘夷を断然として実行することなく、開国に同意してしまつたという点に向けられている。そしてこれを手掛りとして小楠は水戸学の思考体質それ自体へと批判を発展深化させる。すなわち、水戸学の攘夷論が「真之誠意」に基くものではなくして為にするものであること、従つて「事之成否を見るの利害心」によつて変更されるものであり、それ故に「表立候筋は嫌ひ必ず密に手を附」る「隠険の智術」であり人々を欺くものであること、総じて「正大明白」な態度がないこと、これが彼の水戸学批判の要点である。水戸学の攘夷論に関する最も厳しく鋭い批判といわなければならぬ⁽²¹⁾

しかし兎も角も水戸学における攘夷論は後の「攘夷開国」論で展開される論点の多くをすでに備えているといつてよい。ただ憾むらくは、その攘夷論の立場を一貫させるべく、水戸藩主脳部は余りに幕府に親近であり、断然開国論を採るべく、余りに攘夷にこだわり過ぎたのである。要之、彼らは優柔不断であつたということになる。会沢が文久二年に『時務策』を著わして開国論を唱えた時、その様な開国論は、「攘夷開国」派にとつては既に陳腐であり、「信仰的攘夷」派にとつては会沢の変節でしかなかつたのである。

さて、黒船と大砲という実物教育によつて、大橋訥菴流の熱狂的な攘夷論者は兎も角として——もっともその様な熱狂的な攘夷論者が数の上から見れば圧倒的に多かつたと考えられるのであるが——欧米列強に対する攘夷・排外行動が殆んど全く勝算のない危険な軍事的賭であることを認識し、更に進んで、開国・対外貿易の必然性を認識するに至る者も少なくなかつた。こうした認識から開国論へと変説する者も少なからずあつたのではあるが、逆にそうした認識に到達したが故にますます激しく攘夷論を唱え行動へ奔る者もあつた。

文久二年藩命によつて幕府使節の従者の資格で上海に渡つた高杉晋作は、同じ資格で同行した肥前藩土中牟田倉之助と「共論航海有益之事」⁽²²⁾たり、後にこの行を回顧して「單身嘗到支那邦、火艦飛走大東洋、交語漢隗與英

仏、欲_レ捨_レ我_レ短_一学_二彼_レ長_上と書き、更に「実に勤国と申ても、富国強兵事に御座候」と述べて長崎を根拠地として長州藩国産品をもって海外貿易を促進すべき意見書を書いたりしている⁽²⁴⁾のであるが、彼は帰国後熱心に攘夷を唱え、文久二年一二月には伊藤俊輔・井上聞多等を指揮して品川御殿山に完成したばかりの英国公使館を焼打しているのである。

概ねこの時期の長州藩尊攘派の指導者達は開国論と攘夷論とを人により場所によって巧みに使い分けている節がある。そしてこの点を『統再夢紀事』は中根雪江の報告として皮肉に書き留めている。文久二年一〇月江戸の長州藩世子毛利定広の邸に招かれ饗応を受けた時の模様を中根は、「此時執政_{三人名を欠く}参政_{二人名を欠く}外に小幡彦七周布政之助等出席し長門守殿(毛利定広)の座前にては攘夷に関する御談話に及はれ別席にては専ら開国に関する談話なり」と報告している。つまり彼等の攘夷論と開国論の關係づけのロジックを呑み込みかね、従って両者を状況に応じて使い分けできる程の脳力に乏しい世子には、専ら表向の主張である攘夷論だけを吹き込んでおこうという訳である。更に周知の様に、文久三年京都で尊攘運動を煽っていた長州藩は他方で伊藤俊輔・井上聞多等藩士五名を密出国させロンドンに留学させている。長州藩攘派の攘夷論については後に詳しく検討する。

さて、開国・交易の必然性について前述の様な明確な認識を持ちながら、それでは彼等は何故に「攘夷開国」という回りくどい主張を展開したのか。その理由・動機は必ずしも単純ではないが、論点を大まかに整理してそれらの中の重なるものを列挙すれば次の様になる。(-)幕府の軟弱な対外交渉態度を非難し幕府が欧米列強の恫喝に屈して条約を締結したとしてかかる条約の破棄を主張するもの。この論法は、受動的開国―破約攘夷―積極的ないしは主体的開国という展開に至る場合が多い。(二)とりわけ安政条約が天皇の明白に表明された攘夷の意思を権力的に抑圧して締結されたものであるとして、勸懲遵奉・破約攘夷を主張するもの。(三)財政・経済的関心から、とりわけ

開港による諸物価の騰貴と幕府の貿易利益独占を非難して破約攘夷を唱えるもの、(四)国内政治体制と人心とを現状のまま放置して開国する時は、遠からずわが国は印度・中国の植民地化の轍を履に至るであろうから、勝算は度外視して対外戦争を起し臨戦下の強いられたい緊張の許で国内政治軍事体制の再編強化と人心の喚起昂揚を計らうとするもの。こういったものである。以下しばらくそれらを具体的に見ていこう。

桜田事件の実行者の所謂「斬奸状」(懐中書)は冒頭に次の様に述べている。曰く、「墨夷浦賀へ入港以来、征夷府ノ御処置縦令時勢ノ変革ナクテハ相成カタキ事情之アリ候トハ申ナカラ、当路ノ有司専ラ右ヲ口実トシテ一時偷安畏戦ノ情ヨリ彼カ虚喝ノ勢焰ニ恐怖致シ、貿易和親登城拜礼ヲモ指許シ条約ヲ取替シ踏絵ヲ廢シ邪教寺ヲ建テ「ミニストル」永住致サセ候事、神州古来ノ武威ヲ穢シ国体ヲ辱メ祖宗ノ明訓孫謀ニ戻リ候ノミナラス、第一勅許モ之ナキ儀ヲ指許サレ候段、天朝ヲ蔑如シ奉リ候儀ニ之アリ、重々相済サル事ニテ」⁽²⁶⁾云々と。文中の「墨夷」とはいうまでもなくアメリカのこと。「登城拜礼」とは安政四年一〇月二一日の米国下田駐在総領事タウンゼント・ハリスの江戸城登城將軍謁見をいう。右の「斬奸状」はどちらかというところ「信仰的攘夷」の立場の者の言説であるが、右の幕府批判は当時かなり一般的であったといふことができる。例えば吉田松陰、彼は安政五年四月の文稿に、「夫れ戦を主とする者は鎖国の説なり、和を主とする者は航海通市の策なり。国家の大計を以て之れを言はんに、雄略を振ひ四夷を馭せんと欲せば、航海通市に非ざれば何を以て為さんや。若し乃ち封鎖鎖国、坐して以て敵を待たば、勢屈し力縮みて、亡びずんば何をか待たん。且つ神后の韓を平げ、貢額を定め、官府を置きたまふや、時に乃ち航海あり、通市あり。徳川氏征夷に任ず、時に固より航海して通市せり。其の後天下已に平かに、苟偷無事なり、寛永十三年乃ち尽く之れを禁絶す。然らば則ち航海通市は固より雄略の資にして祖宗の遺法なり、鎖国は固より苟偷の計にして末世の弊政なり。然りと雖も、之れを言ふことの難きものあり。今の航海通市を言ふ者は能く雄

略を資くるに非ず、苟も戦を免かれんのみ。其の志固より鎖国者の戦を以て憚と為さざるに如かず⁽²⁷⁾と述べている様に、明確に「攘夷開国」の立場にあるのだが、この松陰が同じ安政五年七月の文稿に、「墨夷の謀は神州の患たること必せり。墨使の辞は神州の辱たること決せり。ここを以て 天子震怒し、勅を下して墨使を絶ちたまふ。是れ幕府宜しく陪蹙^{しほくしやく}遵奉之れ暇あらざるべし。今は則ち然らず、敖然自得、以て墨夷に諂事して天下の至計と為し、国患を思はず、国辱を顧みず、而して 天勅を奉ぜず。是れ征夷の罪にして、天地も容れず、神人皆憤る。これを大義に準じて、討滅誅戮して、然る後可なり、少しも宥すべからざるなり⁽²⁸⁾」と述べている。幕府の軟弱外交と違勅を非難する両者のロジックは略同一であるといつてよい。

ところで右に引用した史料にも述べられている様に、幕府が日米修好通商条約の違勅調印に踏み切ると、攘夷論は「叡慮」という幕府批判の有力な正当化の根拠を持つことになる。かくして叡慮に逆った幕府に対する攻撃が熾烈となるのもまた当然の成り行きであった。先引の「斬奸状」では違勅調印を大老井伊個人の責任に帰しているが、松陰はこれを幕府の責任としている。木戸孝允は第一次東禅寺事件——文久元年五月二八日に水戸浪士数名が品川東禅寺の英国公使館を襲撃し館員を負傷させた事件——を「下策」と評価しながらも、その実行者を弁護して次の様に述べている。「一体東禅寺一件之面々は全夷人と曲直を争ひ候心底は毛頭有之間敷、違勅を憤り真之叡慮を奉し候而攘夷を著眼致し候心底は、必幕吏と曲直を相争ひ候事に而可有之、乍恐叡慮も其所を御推量御思食御事と奉存候、(中略) 関西関東之事情大に相違致し五六年前は幕吏之罪を糺し候位之議談に有之候処、今日之勢専ら徳川氏之罪を相糺し不申而は所詮御国威御挽回と申義は無覚束と談じ居候⁽²⁹⁾」。事件の実行者の動機が現実にとどめられたかば置いて、木戸はここで攘夷論の争点が対外関係それ自体をめぐるものではなくて、幕府の対外態度と対外政策決定に当っての国内的な、とりわけ朝廷との関係に係わる、手続上の不備とをめぐる幕府に対する攻撃で

あるとして東禅寺事件並に類似の諸激化事件を正当化しようとしているのである。

付言すれば、外交問題をめぐる叡慮と幕府の政策決定との間の齟齬こそが結果的には幕府の命脈を断つ有力な政治的掛りの一つとなるのであるが、『続再夢紀事』文久二年一月二十八日条は、折から下向を取沙汰されている勅使三条実美の齎らす攘夷督促の勅書の取り扱ひめぐって、幕府大目付岡部長常に向つてなされた山内容堂の発言を次の様に記している。「元来此攘夷なるものは征夷府当然の職掌故、若奉承せられずは攘夷よりも攘將軍の議に及はるべきやも測られず」云々と。事実当時の京都は、朝廷の尊攘公卿と結托した長・土両藩の尊攘派が猖獗を極めていた。この時期に書かれる平野国臣「培覆論」・「回天三策」、真木保臣「義拳三策」等は、討幕の主張において急進的なものであった。朝廷と幕府の間に生じた間隙はついに「攘將軍」の動きを生み出して来たのである。引用文中、「元来此攘夷なるものは征夷府当然の職掌」とは、当時一般化していた、征夷大將軍はその職掌上当然に夷狄を征討する義務があるとする考え方を踏えたものである。

さてこうした幕府批判は対外貿易の開始に伴う急激な物価騰貴と幕府の貿易利益（主に海關稅收入であるが）の独占とによって更に強められる。物価騰貴について例えば久坂玄瑞は「回瀾条議」において「物価騰貴窮民飢餓ニ困」ことを理由として通商條約の破棄・下田條約への引戻しを主張している。⁽²⁹⁾ また書簡で横濱における見聞を次の様に伝えている。曰く、「横濱夷人之巢窟と相成、僕過_レ金川、胡虜横行土人憤視不_レ怪、此間沢山馬を買候由、米は不_レ売候得共蕎麥粟昆布黒目等苟食物なれば尺貫込、於是諸色価直騰貴人民大困窮仕居候。横濱町人は大利を博し夷人を欺候へども、夷人狡猾敏_ニ於利_一者中々近来は難_レ欺様子に御座候。貿易争_レ利乱必_ニ於此_一矣。初開_ニ横濱交易場_一、刻_ニ刈青麦未熟者_一若干農民大怨_レ之云、如_レ此き貿易不_レ止、則無頼伶俐商賈或博_ニ得大利_一、然如_レ農者益大困矣⁽³⁰⁾と。

また幕府の貿易利益独占については、例えば文久二年八月二七日政事総裁職松平春嶽の政治顧問横井小楠が幕府大目付岡部長常を訪ねて述べた幕政改革をめぐる意見の中で、貿易に関して「諸侯と組合外国へ渡海致候は、公平に其道開らけ可申幕府に私有之候而は難被行次第なり」と述べているのは、貿易利益を諸大名にも均霑せよとの要求と解してよい。また『官武通紀』は薩摩藩の攘夷論の動機について文久二年久光率兵上京当時の風説を探索書に次の様に記録している。曰く、「島津和泉(久光)儀、攘夷を旨と仕、今帝を翼輔し、幕府開国之儀を断然拒み、復古仕度由、其形迹尊王忠誠に相見得候得共、内実は決して右様の訳には無御座、専ら奸計を運ず為めに相違無之由、其子細は薩州は元来夷狄と内々相交り、貿易等も私に取結居候儀は、往古より之事に相聞得、於幕府も全く御存無之儀には無之候得共、寛大之以思召、別て御探索も無御座候処、近来横浜等の港へ互市を被相開候後、日本之什物却て右諸港より公然と交易相弁じ、薩州内交易俄に衰微仕、只今と相成候ては、薩州経済殆と窮迫し、何歎罪ありて持高半地被召上候も同様之事に相成候哉之怨恨より起り候風、乍然右怨恨公然と吐露可仕様も無之、不得止事攘夷之策を以京師を愆怒(史の誤字、史は憑に同じ)し、幕府之開国を拒み、将来自己將軍之位を奪ひ、自在に開国貿易可仕と之策にて、全く尊王忠誠之心には無御座候」と。この風説を裏付ける史料を私は知らないし、いささか穿ち過ぎた観測の様でもあるが、「将来自己將軍之位を奪ひ」云々の件は暫く措いて、琉球を仲介した密貿易が砂糖専売と並んで薩摩藩の重要な財源となっていた事情を考慮するならば、薩摩藩の攘夷論に幾許かの財政・経済的動機が作用していたと推定しても、あながち根拠のないことと否定しざることもできないであろう。

「攘夷開国」の以上の動機・理由づけの外に、日本の将来のあるべき国家像と国際社会におけるその位置づけを中心課題に据えた理由づけがある。この理由づけは後に明治国家の国家像を強く制約することになると考えられるので歴史的に重要である。右について、長州藩尊攘派の指導者達の言説を主な手掛りとして検討しよう。

高杉晋作とその師吉田松陰の「攘夷開国」論については先に見た。周布政之助・久坂玄瑞・木戸孝允等もほぼ同じ考えであるといつてよい。万延元年末周布政之助は次の様な開国論を展開している。「於弟は先年来之持論有之公武御熟和航海御開き五大洲江押し出御国体屹と相立候様御処置有之度、(中略)何卒開国之議速に被相行候得かしと所祈御座候、列藩諸有志如何見込居候哉、徒に夷人を殺害し夷宿を乱妨に及候扱は正氣結滞不得止下策に出候ものに可有之、夫よりは海外江乗出し才を開き智を磨き本邦固有之氣節を押し立て候而富国強兵之術一途に心を用候は、人々智覺慥に相成、事に応し物に触候而相当之処置相調可申候³⁵⁾。翌年の長井雅楽の航海遠略説に彼を同調させたものは右の彼の開国論であつた。後に木戸の批判を浴びた周布は「破約攘夷開兵端此七字、当今之急務³⁶⁾」と書いている。

文久元年に長州藩が藩論として採用し朝幕間の調停に乗り出した長井雅楽の航海遠略説とは、おおよそ次の様な内容の主張であつた。曰く、近年「黠夷猖獗」によつて「御国威」は衰微を極めてゐる。この事態は「数百年之太平、武道地に墜、武備廢弛仕候より、一旦黠夷之虚喝に驚き、柔弱恐怖之余、無策之条約を結候而、今日に至」つたがために生じたのである。それ故「即今之急務」として「興救之策」を立てねばならないが、これをめぐつて「策略一途に出不申、或は鎖国之論を旨とし、或は航海之議を唱へ、自然人心之不和を生し」てゐる。しかるに「破約攘夷」を「曲直利害」の上から見れば「直利は彼にあって、曲害は我に在る」ことは明らかである。武備と志気とにおいて彼が優れているのみならず、条約締結の国内的手續についても「皇国三百年已来、御国内の御政道は関東え御任せ被成、是迄外夷え対候ての御駆引も、悉皆関東より被仰出候事に而候得は、外夷共関東を 皇国之政府と心得候は、尤之事にて、其政府に於て条約調印相済候得は、全く同盟之國と心得候事、是亦尤に御座候、然るに卒然約を破り盟に背き候は、彼各国不信之名を以、皇国に與え候事必然に御座候」からである。かくして開

国こそ取るべき途であるが、長井の考える開国とはいかなるものであるのか。そもそも鎖国は切支丹の禁制から始まったもので古くからの「皇国之誼」ではなく、伊勢神宮（祭神天照大神）の神託に「日之神之照し給へる国々は、即ち 吾君之知し召国なり」とあるのは、皇統が全世界を統治するという意味である。それ故に、「伊勢神宮之御誓宣に御随ひ、鎖国之 叡慮被思召替、今日より海軍御張立て、我より彼国え押渡り、互市交易を名とし、渠が巢穴を探り、渠か虚喝を押へ、黠夷之恐るゝに足らざる事を士民に知らしめ候様、嚴重関東え御下知被為在候は、関東に而も決而異論は有之間敷、即時に承伏可有之、御下知を関東に奉行仕候は、則 公武御一和に而、即時に海内一和可仕候、海内一和仕候而、軍艦に乏しからず、海航に熟し、士氣振起仕候は、一 皇国を以、五大洲を庄倒仕候事、掌を指すより猶易く、五大洲貢を 皇国え捧候日も亦不遠、斯之如き時勢に相成候は、神祖之 叡感不大方、莫大之御大孝と奉存候」と。

文久元年から二年にかけて長州藩はこの航海遠略説と攘夷派の反対運動とによって大きく揺れ動いた。結局長井雅楽は文久二年六月に「謗詞似寄」の廉をもつて帰国謹慎の命を受け、翌文久三年二月に切腹を命ぜられて、攘夷派の反対運動は功を奏するのである。この政争は、幕末における対外政策をめぐる対立に共通の特徴であるが、その動機において単に日本の対外政策のあり方のみを争点とするものではなくして、国内政治をめぐる争いがもう一つの主要な主題をなしているのであるが、ここではそれらをも含めて長井と攘夷派との主張を対比しながら、攘夷派の抱懐していた先に述べた意味での国家像を見ておこう。

久坂玄瑞の長井雅楽批判を見よう。久坂は次に掲げる書簡で本文の傍に傍書しているもので、まず本文を掲げそのうち傍書のあるものはその書き出しの部分に符号を付し、後にその部分を掲げる。「長印（長井）過十四日夜着府、逐々議論も仕候処中々奇怪に候。（中略）蹙まる所者航海遠略にて、固先師（吉田松陰）の議論も其所に者候得共、

航海遠略者此節に相成候而者蘭学小僧も解し得る所にて、和議を主とするものの喜ぶ所と存候。」(傍書1)「公武合体も幕吏をして 天勅を遵奉さする様なれば当然にも候得共、幕を助け天朝を抑へ候様に相成候而者、何共不相濟事と愚念仕候。」(傍書2)「何れの処は航海の道開け鯨濤万里の外へ乗出す策にて無之而者不相濟候得共、方今差当り対馬などの事もあり、且彼の凌轢を受ながら其罪をも正さず頭を垂尾を揺し航海仕候とも、武威の張る目途ハ無之と覚思候。近時魯夷数万里外の対馬島を己が要害と致候者、航海の開け候事とハ申ながら幾重も残念の事にて、神州も台湾呂宋などを我要害として西洋夷狄を禦かすては、竟に患害の根を断の様には不相成候者、勿論天下の大計には候得共、彼の罪をも得正さずして迎も航海なるものにて無之候。然るに徒に〳〵航海々々と唱候は先師の論とは相違にて可有之、主和者の説と被考候。」⁽³⁸⁾

久坂の主張の要点を政治的背景と共に次に見よう。第一に長井の航海遠略説の前提にある公武合体論の政治的意味が問題となる。井伊横死後、久世・安藤政権が採用した幕府の公武合体路線は、外交問題をめぐって生じた朝廷と幕府の意思の齟齬を補正して両者の意思を再び一致させる試みであり、この齟齬につけ込んで朝廷の意思を称して幕政に介入しようとする諸藩並に藩士層の政治運動のルートを開ざすことを目的とするものであった。そしてこのことによつて幕府は、従来自己が採り来つた外交政策を朝廷に追認せしめ、国内政局における自己のリーダーシップを再強化し安定せしめようと思われ。もっとも幕府当局者はこの方針を貫徹する意思力と政略とを欠いていたことも事実ではある。公武合体を標榜してなされた幕府の和宮降嫁運動は、幕府が「当節より七八ヶ年乃至十ヶ年も相立候内には是非々々以三応接引戻候乎又は振三千戈二加三征討一候」⁽³⁹⁾との老中返答書を提出して慚く勅許を得たのであるが、和宮降嫁は幕府の目論んだ公武合体の実をあげることなく、逆に右の攘夷決行の奉答を尊攘派に逆手にとられて幕府はますます窮地に追い込まれることになる。

ところどししかし幕府の目論んだこの様な公武合体運動は、ペリー来航によって政治的に目覚め活性化した諸藩と藩士層の反撥を招いたこともまた先述の処からして当然であったといわねばならない。久坂が「公武合体も幕吏をして天勅を遵奉さする様なれば当然にも候得共、幕を助け天朝を抑へ候様に相成候而者、何共不相濟事と愚念仕候」と、幕府がイニシヤチヴを握ったままで、その意味でいわば「幕主朝従」の、公武合体に反対するのも、彼の尊王論から導き出される当然の結論ではあったが、なによりもそれが彼等の政治活動のルートを閉ざしてしまうものであったからと判断される。幕末における諸藩並に藩士層の政治運動がすべて右の朝廷と幕府との意思の不一致につけ込んで展開されること先に述べた通りであって、長井の公武周旋自体が実は正にそれによって生じた政治的磁場の中で行われていたのであり、それなくしてはそもそも不可能であったこと言うまでもない。長井の主張は確かに大局的に観るならばある妥当性を持っていたといえる。そしてその点で尊攘派からも賛同者を出すことになる(例えば周布政之助・来原良蔵)、だがしかし彼の公武周旋の方向自体が当時の政治状況とそれを齎らした歴史的背景並に彼の政治的位置とに懂着するものであった以上、政治化した藩士層の反対に遇うのもまた止むを得ないことであつた。この点で「攘夷開国」論は国内政治体制の再編成を視野にとりこんでいたといえる。

久坂の「幕吏をして天勅を遵奉さする」という、いわば「朝主幕従」の公武合体路線を、国内政治体制再編成という観点からより突き詰めた形で構想したのは岩倉具視であつた。彼は千種有文と共に和宮降嫁を積極的に推進した公卿の一人であるが、この件に関して天皇に提出した意見書は略次の様な要旨である。まず幕府の現況について、「目今関東之覇権ハ最早地ニ墜チ候而昔日之強盛ニハ無之」、この状態を挽回すべく幕府は和宮降嫁を奉請して、「朝廷之御威光ヲ仮リ奉リ候而関東之覇権ヲ粉飾仕リ天下之人心ヲ庄服為致候覚悟」である、と岩倉は述べている。朝廷はこれにいかに対処すべきか。「箇様ニ覇権ノ地ニ墜チタル関東ニ御依頼被遊候而内憂外患ヲ防遏仕リ皇

威御更張ト申ス儀」は「徒勞多ク実効ヲ見ルコト能ハサル義」である。従つて朝廷としては「関東ニ御委任之政柄ヲ隠然ト朝廷ニ御收復被遊候方略ニ被為抛、輿議公論ニ其ツキ御国是ヲ御確立被遊候儀天下之為メ長計不過之儀ト奉存候」。右を目当としてまず差し当りは降嫁を聴許して、「公武御一和ヲ天下ニ表示被為遊候而、漸次ニ五蛮ノ条約引戻ハ勿論御国政之大事件ハ奏聞之上夫々執行可仕様関東ニ懇々ト御沙汰被為在候得者、関東ニ於テモ朝廷ヨリ特別出格之御保護ヲ蒙リ奉リ候儀ニ付、御沙汰ニ背キ奉リ候儀ハ出来難仕、必定御請可仕ト奉存候。箇様に関東ニ御委任之政柄ヲ隠然ト朝廷ニ御收復之御方略ニ被為抛候得者、大政御委任之名儀ハ猶関東ニ存在乍仕、其実権ハ朝廷ニ於テ被為握候御事ニ相成リ可申候。⁴⁰⁾」以上は岩倉具視の、朝廷の立場からする、幕府権力の収奪と国内政治体制再編成の構想であるが、「輿議公論」による国是の確立を謳つて諸藩並に藩士層の政治主張と政治的野心とを取り込む展望を備えている点で、彼等の構想を大幅に先取りしているといつてよいであろう。見られる通りこの構想では幕府の政治的比重が著しく低下させられ、逆に「輿議公論」を背景とした朝廷による国内政局におけるリーダーシップが強調されているのである。

第二に開国の仕方の問題がある。これには国内的な手続の問題も含まれるがこれについては既に触れたからここでは省略して、例えば久坂が前引の書簡で、「彼の凌轢を受ながら其罪をも正さず頭を垂尾を揺し航海仕候とも、武威の張る目途ハ無之」と述べている通り、列強の軍事的恫喝に一矢をも報いずに受動的な開国を容認するならば航海遠略説も空言に墮してしまふであらう、だから無謀ではあつてもここで破約攘夷をして然る後に主体的な積極的開国政策を行うべきである、という考え方の問題がある。

「攘夷開国」派は右の主張によつて、国家的一体性と独立の意識を人々の間にいかにして形成するかという問題を考へている様に思われる。換言すれば、開国による西欧との接触と西欧文物の流入に抗して、西欧とは異なる者と

しての自己のアイデンティティを積極的に確立するための精神的な拠点をいかにして構築するかという問題である。例えば周布政之助が松平春嶽に対して「破攘之 叡慮貫徹不仕而は、国之精神は不相立儀に付、滅絶は必然之理⁽⁴¹⁾」と説いた史料があるが、別の機会に周布が老中板倉勝静に、「外国之非礼は屹度相糺、無拋場合に而は及戰爭共、於 御国体には聊屈辱無之様、被仰付候外有之間敷、天地間万国羅列中におゐて、国体を不相立、他国之輕侮を受候而も、致甘心候位之俗情に而は、仮令条約いか程手堅候共、永久持續きは難相成、終に他国に併合せられ、国辱を万古え遺候様罷成候而可有之、右様之始末に而、他国に併吞せられ候は、自国之氣脉は泯滅に帰し、再度振起は難仕候⁽⁴²⁾」と述べているのと照し合せるならば、「国之精神」の意味するところを先述の如く解しても差し支えなからう。

右の「攘夷開国」派の「攘夷」は、元治元年六月に藩主父子雪冤歎願を名として山崎まで進出した長州軍の朝廷に対する歎願書という特殊な状況下の文書の文言の性格を持つものではあるが、次の様な主張へと飛躍する。「古今創業中興之事蹟を熟読仕候に、枕戈横槊之勞、坐薪嘗胆之苦無くして成就仕候者は、万々有之間敷、近時之蛮夷之拓国広地、或は旧地を恢復し、独立不羈之國と相成候も、悉皆劔槊相摩し彈丸雨注之際に成就仕候者にて、世間航海者流之浮汎虚大之説を唱ふるの比にあらず。羽蓐枕席之際にては、如何なる神算鬼籌有之候共、画餅に属し可申候。成否得失猶如此。況んや国家之大難、於大義片時も遷延被為在間敷御事と奉存候。然則速に御国体を被為建、大義を以て勝敗に関はらず膺懲之御実験関東へ御督責被為遊⁽⁴³⁾」云々。

煽動の文体とあれば止むを得ぬとは思うが、総じてここに掲げた史料はいづれもパセラックで慷慨調に満されておおり、政治家の文章というよりむしろ文学者の文章というべきである。がそれは兎も角、「攘夷開国」派の人々は制度や機械という具体的に即物的なものよりも、成員個々人の精神の在り方を重視する傾向があり、更にまた制度

や物によって成員個々人の精神を否認なく具体的に枠付け嚮導するという発想に乏しい様に思われる。そしてこの点では大橋訥菴の発想と共通するところがある。が訥菴の場合は攘夷が自己目的化していてその後に来るものへの展望が開けていないのに対して、彼等においては、攘夷Ⅱ「劍架相劍し弾丸雨注」が「独立不羈之國と相成」ための必要な一階梯として位置づけられている。そしてこの場合の攘夷とは、先述の様に、島国という自然によって設定された堅い境界の内部で、古来異人種あるいは異文化によって存在の根底まで脅やかされる経験を持たず人種・文化的同質性の中に安住して来た人々の、歴史上始めて体験した異人種と異文化とによる自己の全存在に対する直接の圧倒的な挑戦に対する、ある意味では絶望的な自己防衛の対応であったといえる。

かくして彼等は外国艦船の砲撃、外国公使館焼打、外人殺傷、開国派暗殺へと暴発するのであるが、これらの諸事件を通して彼等の「攘夷開国」論がいかに変貌するかについて、次に「開国攘夷」論を検討した後で、それと対比しながら論じたいと思う。

註

- (1) 市井三郎 前掲書 一三六―一三七頁。傍点ママ。市井はこの「信仰的攘夷」に後期水戸学の攘夷論をも含めているが適切であろうか。後に検討したい。
- (2) 大橋訥菴『關邪小言』 『明治文化全集・思想篇』 六七頁。
- (3) 同右 六八―六九頁。
- (4) 同右 七〇頁。
- (5) 同右 七三頁。
- (6) 同右 七八頁。

(7) 竹越与三郎『新日本史』上 『明治文学全集・明治史論集(一)』 一〇頁。

(8) 横井小楠書簡 嘉永三年五月一日付三寺三作宛 山崎正董編『横井小楠遺稿』 一三三—一三六頁。

(9) 市井三郎(前掲書 一三七頁) は吉田松陰の攘夷論を、「国際政治の上で西洋人は圧倒的に不法な詐術を用いてきた、しかし実力がけつきよくものをいう以上、開国して急速に対等の実力をつけつつ、西洋人が不法なおどしや懐柔・欺瞞の策に出たときには、果敢にうち撰^{ちせん}う独立の気概をもたねばならない」ということだとして、これを「自覚的攘夷」と呼んでいる。しかし一で纏々述べたことからして、私はこの用語を採らない。

次に信夫清三郎(前掲書)は、「鎖国攘夷」・「和親攘夷」||「交易の主張は持たず」、しかし「攘夷するために和親し、和親して攘夷する」立場(一一九頁)・「開国攘夷」||「貿易を容認して積極的な開国」を主張するが、「開国の前提」として攘夷を主張する立場(二二二頁以下)・「和親開国」|| 国家が「相互に『賓礼』をもって接触する平等の關係」にあるという「西欧的に普遍的な国際観念」に立って開国を考える立場(二九五頁以下)、の四つの類型を設けて、主に会沢正志斎・吉田松陰・佐久間象山の思想とその展開を論じている。信夫は、それぞれの思想家が「生産についてどういう観念をもっているか」を中心的な観点に据えて、開国と攘夷の論理に接近している。それ故に開国は、交易をいかに捉えるかによって、「和親」と「開国」とに分けられるのである。右の信夫の類型化は、開国の歴史的な意味の転換を明確にする上で有益であり、少なからず参考になった。しかし私は私の問題関心からして、開国の意味転換よりも、むしろ攘夷の意味転換に注目したい。従ってここでは信夫の用語法にも従わない。

(10) 藤田幽谷書簡 寛政九年(カ)二月三日付長久保赤水宛 菊池謙二郎編『幽谷全集』 六九九—七〇〇頁。

(11) 会沢正志斎『新論』 前掲書 一三三頁。

(12) 信夫清三郎 前掲書 三三三頁。

(13) 水戸斉昭「戊戌の封事」(天保九年八月) 『水戸藩史料』別記上 一〇三頁。

- (14) 水戸藩は天保三年に青地宗林を、その没後同四年には幡崎鼎を招聘している(同右書 三九三頁以下)。
- (15) 水戸斉昭「海防愚存(十条五事ノ建議)」(嘉永六年七月) 同右・上編乾 五〇頁。
- (16) 同右書 五三頁。
- (17) 同右書 四頁。
- (18) 同右書 二五五頁以下。
- (19) 横井小楠書簡 安政二年三月二〇日付立花壹岐宛 『横井小楠遺稿』 二二〇—二二二頁。
- (20) 横井小楠書簡 安政二年一月三日付立花壹岐宛 同右書 二二七—二二八頁。
- (21) 小楠の水戸学批判については、松浦玲『横井小楠』が極めて優れた分析をなしている。また、植手通有「幕末における近代思想の胎動」(同『日本近代思想の形成』 一〇五頁 註(1))は、横井の水戸学批判の要点を三点挙げて詳細に論じている。尚、植手の同論文、並に「幕末における対外観の転回」(同右書所収)は参考になった。後にこの二論文については詳しく論及する機会があろう。
- (22) 高杉晋作「遊清五録」 『東行先生遺文』日記及手録 七七頁。
- (23) 高杉晋作「獄中手記」 同右書 一二七頁。傍点は引用者。
- (24) 高杉晋作「遊清五録」 同右書 一一〇—一二二頁。
- (25) 『続再夢紀事』(日本史籍協会叢書) 一 一四三頁。
- (26) 『岩倉公実記』上巻 三五〇頁。
- (27) 吉田松陰「対策一道」 前掲『吉田松陰全集』第五卷 一三七—一三八頁。
- (28) 吉田松陰「大義を議す」 同右書 一九二頁。
- (29) 木戸孝允書簡 文久二年閏八月一三日付宍戸九郎兵衛等宛 『木戸孝允文書』(日本史籍協会叢書) 一 二二八—二二九

頁。尚、別の書簡(文久元年六月一日付来原良蔵宛 同右 一三四頁)には、「東禅寺一条逐々御聞及と奉存候実^ニに当今之次第にては正気凝滞不得止下策に出残念此事に御座候此已後とは中々止み勢は無之^ニ云々、とある。

- (30) 『続再夢紀事』 一 一五九頁。
- (31) 久坂玄瑞「回瀾条議」 『野史台維新史料叢書』(日本史籍協会叢書・別編) 四〇 六六頁。
- (32) 久坂玄瑞書簡 万延元年五月一九日付佐世八十等宛 妻木忠太『久坂玄瑞遺文集』上 二〇二頁。
- (33) 『再夢紀事』(日本史籍協会叢書) 二〇七頁。
- (34) 玉虫左太夫『官武通紀』(国書刊行会) 第一 一二三頁。
- (35) 周布政之助書簡 万延元年二月二四日付木戸孝允宛 『木戸孝允文書』 一九七―一九八頁。
- (36) 周布公平監修『周布政之助伝』下巻 二二二頁。
- (37) 同右・上巻 六二七―六三三頁。右は長井雅楽が藩に建白した文書であるが、後に藩主名儀で幕府に建白した文書も内容は同じである。
- (38) 久坂玄瑞書簡 文久元年六月二日付入江九一宛 福本義亮〔松下村塾久坂玄瑞の傳人〕 四九八頁。尚、右引用書は書簡の原形を活字で忠実に再現しようとしている点で重宝であるが、誤読・誤植と思われる箇所が少なからず存在する。その様に判断される部分は、妻木忠太・前掲書(二八〇―二八四頁)によって修正した。
- (39) 『岩倉公実記』上巻 三九六頁。
- (40) 同右 三八三―三八七頁。
- (41) 周布公平 前掲書・下巻 二五二頁。
- (42) 同右 二二八―二二九頁。
- (43) 真木保臣・久坂玄瑞等連名の歎願書 真木保臣先生顕彰会編『真木和泉守遺文』 二二六頁。